奈良県告示第五十三号

った。 寺土地改良区の役員が次のとおり退任し、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、長安 及び就任した旨、 同土地改良区から届出があ

令和二年五月二十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

退任役員の役名、氏名及び住所

IJ	監事	"	"	"	"	理事	就任役員の役名、	"	監事	"	"	"	"	理事
中津	中西	出口	西川	中津	中津	中津	貝の役々	井田	中津	出口	西川	中津	中津	中津
小太郎	勲夫	善彦		有史	楢男	義二	名、氏名及び住所	昭夫	博行	善彦	賢	有史	甚之丞	久裕
IJ	IJ	11	11	11	11	大和郡山市長安寺町三二三	121	11	11	11	11	11	11	大和郡山市長安寺町三一六
	三九〇	三八二	三五八	三四七	三九	前三 三		三四一	三三五一一	三八二	三五八	三四七	三二六	町三一六